

教育功績者候補者の推薦について

1 事業の根拠

定款 第2章（目的および事業）、第4条（事業）の（5）教育功績者並びに児童生徒の表彰

2 表彰規定（抜粋）

（1）被表彰者

- 地域教育の振興に尽力した者
- 学校・園の教職員並びに一般

【例】

- ・地域の読書活動・環境浄化活動等の普及・推進に尽力している個人・団体
- ・地域の芸術・文化・スポーツ活動等の普及・推進に尽力している個人・団体
- ・地域の青少年健全育成活動等の普及・推進に尽力している個人・団体
- ・園・学校等の教育活動を支援するボランティア活動を推進している個人・団体
- ・その他

（2）該当者の推薦と決定

- ① 各学校・園長は別紙様式1「教育功績者表彰候補者推薦書」により、令和〇年〇月〇日（〇）までに各郡市教育会代表者に提出する。（各校1名か1団体とする）
- ② 郡市代表者は、郡市内の推薦候補者の順位付けをして、各ブロックの教育功績表彰候補者推薦委員へ別紙様式1「教育功績表彰候補者推薦書」を提出する。
- ③ 全県を5ブロックに分け、毎年全5ブロックから該当者の推薦をいただく。各ブロックの教育功績表彰候補者推薦取りまとめ委員が該当ブロックの各郡市代表者の報告をもとに推薦にあたる。
- ④ 教育功績表彰候補者推薦取りまとめ委員は、別紙様式1「教育功績表彰候補者推薦書」、別紙様式2「候補者集計表」により、令和〇年〇月〇日（〇）までに教育会事務局へ提出する。
- ⑤ 推薦のあった者を、理事会において審議し、該当者を決定する。
（各ブロック1名か1団体）

（3）表彰

- ① 対象は原則として5名程度
- ② 表彰は、本会次年度の定時総会の席上
- ③ 表彰内容は、総会要項及び機関誌「茨城教育」誌上で紹介
- ④ 賞状並びに記念品（代）を贈呈

問合せのQ&A

Q 文書はどのような形で届きますか。

A 原則、茨城県教育情報ネットワークで発出いたします。加入していない学校へは郵送します。

Q 過年度推薦したが、表彰にもれた方は推薦できますか。

A 活動が継続していれば可能です。進んでご応募ください。